



北谷町内で引越しされた方へ

手続きチェックシート 転居

忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「(特定)在留カード」または「(特定)特別永住者証明書」

受付窓口

住民課

関連する手続きは
次のとおりです。



必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの

マイナンバーカード

運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

資格確認書

介護保険証

そのほか、

- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転居

転居に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更	・マイナンバーカード ・暗証番号（数字4桁、英数字6～16桁の2種類） ※代理人によるお手続きで暗証番号が不明な場合、お手続きができませんことがあります		住 民 課	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				
保険 年金	国民健康保険に加入している方					
	→74 歳までの方	資格確認書の交付 （マイナ保険証をお持ちではない方のみ）	・旧住所の資格確認書		保健衛生課	
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい資格確認書の交付 （マイナ保険証をお持ちではない方のみ）	・旧住所の資格確認書		保健衛生課	
	→特定疾病療養受療証をお持ちの方	新しい特定疾病療養受療証の交付	・旧住所の特定疾病療養受療証			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	※マイナンバーが「未収録、抑止」の方は窓口でご相談ください		住 民 課	

高 齢 障がい	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	・介護保険証 ・(お持ちの方) 負担割合証	福祉課
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更 (後日郵送)	・自立支援医療受給者証	
	重度心身障がい者の医療費受給資格 をお持ちの方	重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方) ※同意書や認印が必要な場合があります	
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」 を受給されている方	住所変更届	・マイナンバーが確認できる書類	
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	右記の書類と 入学通知書を 学校へ提出 前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	学校教育課
	小学生・中学生のお子さんがいて、 転校せずに現在の学校に通い続ける方	就学指定変更の手続き		
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生世代)	※手続きは必要ありません	※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください	子ども家庭課
	児童手当を受給していて、 児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要		
	保育園に入園しているお子さんがいる方	※手続きは必要ありません		
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	・新居の賃貸借契約書 ※その他の必要書類は窓口でご案内し ます。	
		母子及び父子家庭等医療費受給者 証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・母子及び父子家庭等医療費受給者証 ※その他の必要書類は窓口でご案内し ます。	
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届		上下水道課 098-936-3923
	税等の納付について相談される方	納付相談		税 務 課
その他	町営住宅を退去する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅の退去手続き 町営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	都市計画課
	ごみの出し方のご案内		※ごみの出し方パンフレットをご覧ください	保健相談センター (環境衛生係) 098-982-7033
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※事前予約が必要です	北谷地域振興センター 098-936-0066
	犬を飼っている方	犬の住所変更		保健相談センター (環境衛生係) 098-982-7033



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目1番1号

代表電話番号



098-936-1234

開庁時間

8時30分

～

17時15分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の開庁日はお休みです)

令和9年1月18日から
開庁時間【9時～16時】

